

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2および3の表を次のように改める。

2 契約方法および業者選定に関する専決区分

専決事項	決裁権者		
	局長	総務課長	課長（共通）
(1) 物品の購入（単価契約を除く。）および修繕に関する契約	予定価格が100万円を超えるもの		予定価格が100万円以下
(2) 物品の購入に関する単価契約	予定価格が100万円を超えるもの	予定価格が100万円以下	
(3) 工事請負に関する契約	予定価格が3,000万円未満	予定価格が200万円以下	
(4) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約	予定価格が1,000万円未満	予定価格が100万円以下	

(5) 物品の賃借に関する契約	予定価格（年額換算）が80万円を超えるもの		予定価格（年額換算）が80万円以下
(6) 前各号に掲げる契約以外の契約	予定価格が100万円を超えるもの		予定価格が100万円以下

備考

- 1 総務課長は、契約事務を主管する担当課長が置かれたときは、当該担当課長のことをいう。
- 2 局長が専決するときは、別に定める業者選定のための審議部会の合議を経なければならない。
- 3 契約締結に関する専決区分

専決事項	決裁権者		
	局長	総務課長	課長（共通）
(1) 物品の購入（単価契約を除く。）および修繕に関する契約		予定価格が100万円を超えるもの	予定価格が100万円以下
(2) 物品の購入に関する単価契約		○	
(3) 工事請負に関する契約		○	
(4) 測量、設計およびこれらに準ずる業務の委託に関する契約		○	
(5) 物品の賃借に関する契約		予定価格（年額換算）が80万円を超えるもの	予定価格（年額換算）が80万円以下

(6) 前各号に掲げる契約以外の契約		予定価格が100万円を超えるもの	予定価格が100万円以下
--------------------	--	------------------	--------------

備考 総務課長は、契約事務を主管する担当課長が置かれたときは、当該担当課長のことをいう。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。